

2024年5月～6月総会 議決権行使指図結果

2024年5月～6月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は1,643社、議案数は16,930議案（会社提案：16,610議案、株主提案：320議案）でした。

当社では、「国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準」に基づき対象企業全ての議案を精査し、議決権を行使いたしました。議案種別行使指図結果は、以下の通りです。

議案種別行使指図結果

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	10,333	2,800	0	0	13,133
	監査役の選解任	1,255	155	0	0	1,410
	会計監査人の選解任	27	0	0	0	27
役員報酬に関する議案	役員報酬（*1）	533	38	0	0	571
	退任役員の退職慰労金の支給	0	57	0	0	57
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	970	57	0	0	1,027
	組織再編関連（*2）	17	0	0	0	17
	買収防衛策の導入・更新・廃止	1	31	0	0	32
	その他 資本政策に関する議案（*3）	30	4	0	0	34
定款に関する議案		297	4	0	0	301
その他の議案		1	0	0	0	1
合計		13,464	3,146	0	0	16,610

（*1）役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

（*2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

（*3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計	28	292	0	0	320

なお、以下のような会社提案に対して反対といたしました。

（1）取締役の選解任

- ・業績の低迷による株主価値毀損の責任があると判断した場合
- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外取締役）

（2）監査役の選解任

- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外監査役）

（3）役員報酬

- ・役員賞与の支給対象者が、適切ではないと判断した場合

（4）買収防衛策の導入・更新・廃止

- ・経営者の恣意性を防ぐための仕組みが十分でない場合

(ご参考)

2023年7月～2024年6月総会 議決権行使指図結果

2023年7月～2024年6月に株主総会が開催された国内企業のうち、当社の議決権行使の対象となった企業数は2,391社、議案数は23,613議案（会社提案：23,229議案、株主提案：384議案）でした。

当社では、「国内株式の議決権行使に関するガイドラインおよび議案判断基準」に基づき対象企業全ての議案を精査し、議決権を行使いたしました。議案種別行使指図結果は、以下の通りです。

議案種別行使指図結果

1. 会社提案議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案数

		賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
会社機関に関する議案	取締役の選解任	14,772	3,516	0	0	18,288
	監査役の選解任	1,677	222	0	0	1,899
	会計監査人の選解任	47	0	0	0	47
役員報酬に関する議案	役員報酬（*1）	769	59	0	0	828
	退任役員の退職慰労金の支給	0	78	0	0	78
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,376	61	0	0	1,437
	組織再編関連（*2）	26	0	0	0	26
	買収防衛策の導入・更新・廃止	1	41	0	0	42
	その他 資本政策に関する議案（*3）	88	6	0	0	94
定款に関する議案		478	10	0	0	488
その他の議案		2	0	0	0	2
合計		19,236	3,993	0	0	23,229

（*1）役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

（*2）合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

（*3）自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計	44	340	0	0	384

なお、以下のような会社提案に対して反対といたしました。

（1）取締役の選解任

- ・業績の低迷による株主価値毀損の責任があると判断した場合
- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外取締役）

（2）監査役の選解任

- ・企業からの独立性が十分に確保されていない場合（社外監査役）

（3）役員報酬

- ・役員賞与の支給対象者が、適切ではないと判断した場合

（4）買収防衛策の導入・更新・廃止

- ・経営者の恣意性を防ぐための仕組みが十分でない場合